

印紙
甲乙
¥

(案)

業務契約書

1. 業務名 R 7 サンゴ礁生態系調査業務

2. 履行場所 沖縄県本部半島周辺海域

3. 履行期間 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 3 月 20 日

4. 契約金額 ¥一

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥一
ただし、税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、
改正以降における上記消費税等相当額は変動後の税率により計算する。

5. 契約保証金 免除

上記の業務について、発注者を甲（以下「甲」という。）とし、受注者を乙（以下「乙」という。）として、おのおのの対等な立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 発注者 住所 沖縄県国頭郡本部町字石川 888 番地
氏名 一般財団法人沖縄美ら島財団
契約職 事務局長 福地 敬

乙 受注者 住所

氏名

第3条 削除

(総則)

- 第1条 甲及び乙は、この契約（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする業務契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に履行するものとし、甲は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる時刻は、日本標準時とする。
- 7 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停（第34条の規定に基づき、甲乙協議の上選定される調停人が行うものを除く。）の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 11 甲が、第8条に規定する担当職員を定めたときは、この契約の履行に関し、乙から甲に提出する書類（業務関係者に関する措置請求、代金請求書を除く。）は、担当職員を経由するものとする。
- 12 前項の書類は、担当職員に提出された日に甲に提出されたものとみなす。

(契約代金内訳書及び業務計画書)

- 第2条 乙は、甲が必要と認めるときは、本契約締結後14日以内に、契約代金内訳書を作成し甲に提出しなければならない。なお、契約代金内訳書は、甲及び乙を拘束するものではない。
- 2 乙は、甲が必要と認めるときは、設計図書に従い、業務の実施に先立って業務計画書を作成し、甲に提出し、その承諾を受けなければならない。

(契約の保証)

~~第3条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締~~

~~結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。~~

- 一 契約保証金の納付
 - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、甲が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第3条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証
保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、契約金額の10分の1以上としなければならない。
 - 3 第1項の規定により、乙が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
 - 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、甲は保証の額の増額を請求することができ、乙は、~~保証の額の減額を請求することができる。~~

（権利義務の譲渡等）

第4条 乙は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はこの限りでない。

（再委託等の禁止）

- 第5条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任又は請負が業務の一部であり、書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 2 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
 - 3 乙は、業務の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、原則としてあらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

(特許権等の使用)

第6条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務仕様又は工法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその業務仕様又は工法を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、乙がその仕様に関して要した費用を負担しなければならない。

(使用人に関する乙の責任)

第7条 乙は、業務の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負う。

2 乙は、法令で資格の定めのある業務に従事させる乙の使用人については、その氏名及び資格について甲に通知し、その承諾を受けなければならぬ。使用人を変更したときも同様とする。

乙は、これら以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならぬ。

(担当職員)

第8条 甲は、この契約の履行に関し甲の指定する職員（以下「担当職員」という。）を定めたときは、その氏名を乙に通知するものとする。担当職員を変更したときも同様とする。

2 担当職員は、この契約の他の条項に定める職務の他、次に掲げる権限を有する。

- 一 契約の履行についての乙又は乙の業務責任者に対する指示、承諾又は協議
- 二 この契約及び設計図書の記載内容に関する乙の確認又は質問に対する回答
- 三 業務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

(業務責任者)

第9条 乙は、業務を実施するに当たつて業務責任者を定め、その氏名を甲に通知するものとする。また、業務責任者を変更したときも同様とする。

2 業務責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、契約金額の変更、履行期間の変更、契約代金の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

- 第10条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の業務責任者又は使用人が業務の履行について著しく不適当であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 2 乙は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。
- 3 乙は、担当職員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。
- 4 甲は前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(業務の報告等)

- 第11条 乙は、設計図書に従い、甲に対して業務報告書を提出しなければならない。
- 2 甲又は担当職員は、前項の規定によるほか、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行状況及びその結果について報告を求めることができる。

(控室等)

- 第12条 甲は、業務の実施につき必要があると認める場合は、乙に対して控室、仮眠室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努めるものとする。
- 2 乙は、甲から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。また、乙は、これらを甲に返還すべきときは、これらを原状に回復しなければならない。

(貸与品等)

- 第13条 甲が乙に貸与し、又は支給する調査機械器具、図面その他業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 乙は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、甲に受領書又は借受書を提出しなければならない。
- 3 乙は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 乙は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった貸与品等を甲に返還しなければならない。
- 5 乙は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、甲の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状

に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(関連作業等を行う場合)

第14条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ乙に通知し、甲乙協力して施設の保全に当たるものとする。

(業務内容の変更)

第15条 甲は、必要があるときは、業務内容の変更を乙に通知して、業務内容を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは契約金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第16条 履行期間の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が履行期間の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(契約金額の変更方法等)

第17条 契約金額の変更については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が契約金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を決め、甲に通知することができる。

3 この契約の規定により、乙が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に甲が負担する必要な費用の額については、甲乙協議して定める。

(臨機の措置)

第18条 乙は、業務の履行に当たって事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、担当職員の指示を受け、又は協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断によって臨機の措置をとらなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞なく担当職員に通知しなければならない。

3 甲又は担当職員は、事故防止その他業務上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第22条 削除

- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(損失負担)

第19条 乙は、業務の実施について甲に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときには、その限度において甲の負担とする。

3 乙は、乙の責に帰さない事由による損害については、第1項又は第2項の規定による賠償の責を負わない。

(検査)

第20条 乙は、業務が完了したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項により業務完了の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。

3 前項の規定による検査の結果、不合格のものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(契約代金の支払)

第21条 乙は、前条の検査に合格したときは、代金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前条の適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に代金を乙に支払わなければならない。

(部分払)

第22条 乙は、業務完了前に業務の既済部分に相応する請負代金相当額について、次項以下に定めるところにより、部分払いを請求することができる。ただし、この請求は業務の履行期間中各年度0回を超えることができない。

2 各年度の最後の部分払いにあたっては、第1項の規定にかかわらず、支払限度額以内の額について請求することができる。

第23条及び第24条第2項6字 削除

- 3 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る既済部分の確認を、書面により甲に求めなければならない。この場合において、甲は遅滞なく確認するための検査を行い、当該確認の結果を書面により乙に通知しなければならない。
- 4 乙は、前項の規定による確認があったときは、書面をもって部分払を甲に請求することができる。この場合においては、甲は当該請求のあった日から起算して30日以内に、部分払相当額を支払わなければならない。
- 5 部分払の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項の通知をした日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
部分払金≤第1項の請負代金相当額
- 6 第3項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第23条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額は、次のとおりとする。

令和 年度	円
令和 年度	円

- 2 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払の限度額を変更することができる。

(第三者による代理受領)

第24条 乙は、甲の承諾を得て契約代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができます。

- 2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第21条及び第22条の規定に基づく支払いをしなければならない。
- 3 甲が乙の提出する支払請求書に乙の代理人として明記された者に契約代金の全部又は一部を支払ったときは、甲はその責を免れる。

第26条第3項9字 削除

(業務の履行責任)

第25条 第20条の規定による検査において通常発見し得ない不完全履行で、検査合格の日から1年以内に発見されたものについては、甲は、乙に対して相当の期間を定めて完全な履行を請求し、又は履行に代え若しくは履行とともに損害の賠償を請求することができる。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第26条 乙の責に帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 甲の責に帰すべき理由により、第21条第2項及び~~第22条第4項~~の規定による代金の支払いが遅れた場合においては、乙は、甲に対して遅延日数に応じ、支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第27条 乙（共同体にあっては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならぬ。

- 一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法の第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- 二 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令（次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 三 納付命令又は排除措置命令により、乙に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当

- 該違反する行為の実行期間を除く。) に入札 (見積書の提出を含む。) が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 四 この契約に関し、乙 (法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) の刑法 (明治 40 年法律第 45 号) 第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙が前項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならぬ。

(甲の契約解除権)

- 第 28 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 正当な理由がなく、契約上の業務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 第 4 条又は第 32 条の規定に違反したとき。
- 三 前各号のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 四 第 30 条に規定する事由によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 五 暴力団員を総括責任者、業務責任者又は使用人としていることが明らかになったとき。
- 六 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、既済部分について検査を行い、当該検査合格部分に相当する代金を支払わなければならない。
- 3 乙は、第 1 項の規定により契約を解除された場合は、契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を違約金として、甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

- 第 29 条 甲は、業務が完了しない間は、前条第 1 項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 前条第 2 項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。
- 3 甲は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、これにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の契約解除権)

- 第 30 条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 第 15 条の規定により業務の内容を変更したため、契約金額の 3 分の 2 以上減少したとき。

- 二 甲が第32条の規定に違反したとき。
 - 三 甲が契約に違反し、それにより業務を完了することが不可能になったとき。
- 2 第28条第2項の規定は、前条の規定により契約が解除された場合に準用する。
 - 3 甲は、第1項の規定により契約が解除された場合において、これにより乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(解除に伴う措置)

- 第31条 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第28条第2項の検査合格部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が乙の故意若しくは、過失により滅失若しくはき損したとき、又は検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 2 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したときは、代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
 - 3 乙は、契約が解除された場合において、控室等に乙が所有する業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
 - 4 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し出ることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

(秘密の保持)

- 第32条 甲及び乙は、本契約業務履行を通じて知り得た相手方の業務上の秘密を外部に漏らし、又は、他の目的に利用してはならない。本契約業務の履行に当たる乙の使用人も同様の義務を負い、この違反について乙はその責任を免れない。
- 2 乙は、本契約業務の履行過程において知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。
 - 3 前各項の規定は、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(賠償金等の徴収)

第33条 乙がこの契約に基づく損害賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額及び乙の契約保証金とを相殺し、なお、不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の滞納金を徴収する。

(紛争の解決)

第34条 この契約の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わなかった場合において、甲が定めたものに乙が不服があるときその他契約に関して甲乙間に紛争が生じたときは、甲及び乙は、協議上の調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、甲乙協議して特別の定めをしたものをお除き、調停人の選任に係るものは甲乙折半し、その他のものは甲乙それぞれが負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者の業務の実施に関する紛争、乙の使用人又は乙から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び担当職員の業務の執行に関する紛争については、第10条第2項及び第4項の規定により乙又は甲が決定を行った後又は甲若しくは乙が決定を行わずに同条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、甲又は乙は、第1項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 甲又は乙は、第1項に規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の甲乙間の紛争について民事訴訟法（明治23年法律第29号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができない。

(補 足)

第35条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

